

お知らせ

R6.11.13 追加

『令和7年用認可保育施設利用申込みのご案内』につきまして追加・変更項目がありましたのでお知らせします。

P22 (2) 区内小規模保育事業所一覧について

a (仮)ぶれあ保育園・小村井の延長保育は、スポット延長保育となります。(月極の延長保育は行いません。)

P23 家庭的保育事業所(保育ママ)の受入可能月齢について

令和7年7月入所から、家庭的保育事業所(保育ママ)の受入可能月齢が、「生後43日以上」から「生後57日以上」に変更となります。

P31 (1)保育料の決定について

所得割額の確認方法のQRコードについて、識別ができないため、再掲いたします。



← 所得割額の確認方法
はこちら

P38 主なリンク先一覧について

指導検査結果一覧のQRコードについて、識別ができないため、再掲いたします。



指導検査結果一覧
(認可保育施設に対する墨田
区指導検査の結果を公表して
います)
(墨田区ホームページ)

お問合せ先

墨田区福祉事務所子ども施設課入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 03 - 5608 - 6152・6712

平日 8:30～17:00 (水曜日は19:00まで)